2　前項の規定は、法第五条第一項の変更の承認の申請について準用する。

第五条第一項第一号中「（事業主の増加に係る場合を除く。）」を削り、同項第二号中「（実施事業所又は船舶所有者の増加に係る場合を除く。）」を削り、同項第十一号中「及び第七号の二」を「から第七号の三まで」に改め、同条第二項第一号中「減少」を「増加及び減少」に改め、同項第二号中「船舶所有者の減少」を「船舶の増加及び減少」に改める。

第六条第一項第一号ロ、第五号及び第六号並びに第七条第一項第二号中「厚生年金保険の被保険者」を「第一号等厚生年金被保険者」に改め、同項に次の三号を加える。

三　事業主の増加に係る場合は、当該増加する事業主が厚生年金適用事業所の事業主に該当することを明らかにする書類

四　実施事業所又は船舶の増加に係る場合は、当該増加する実施事業所又は船舶が厚生年金適用事業所に該当することを明らかにする書類

五　事業主又は実施事業所若しくは船舶の増加に係る場合は、第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは過半数代表者と事業主との間の協議の経緯を明らかにする書類

第十一条第十項中「第十五条第一項第十三号及び第十四号」を「第十五条第一項第十二号及び第十三号」に改める。

第十五条第一項各号列記以外の部分中「事項は、」の下に「当該企業型記録関連運営管理機関等の行う記録関連業務に係る」を加え、同項第三号中「企業型年金加入者等が、他の企業型年金の企業型年金加入者等又は個人型年金加入者等であった」を「法第四章の規定により他の企業型年金又は個人型年金から個人別管理資産の移換が行われた」に改め、「年月日」の下に「並びに当該資産の移換が行われた年月日、移換額、事業主への返還資産額その他移換に関する事項」を加え、同項第十一号を削り、同項第十二号中「算入された期間」の下に「並びに当該算入された期間の開始年月及び終了年月」を加え、同号を同項第十一号とし、同項第十三号を同項第十二号とし、同項第十四号を同項第十三号とし、同項に次の四号を加える。

十四　第二十二条の二第四項の規定により提供された記録の内容

十五　第六十九条の二第五項の規定により提供された記録の内容

十六　第七十条第四項の規定により提供された記録の内容

十七　第七十条第五項の規定により通知された内容

第十五条第四項中「（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下同じ。）」を削る。

第二十一条の見出し中「通知事項」を「通知事項等」に改め、同条に次の一号を加える。

十　第十五条第一項第二号及び第三号（他の企業型年金の企業型年金加入者等又は個人型年金加入者等の資格の取得及び喪失の年月日に係る部分に限る。）に掲げる事項並びに今期日における法第三十三条第一項の通算加入者等期間（当該企業型記録関連運営管理機関等が行う記録関連業務に係る部分に限る。）

第二十一条に次の五項を加える。

2　法第二十七条の規定による通知は、書面により行うものとする。

3　企業型記録関連運営管理機関等は、前項の規定による書面による通知に代えて、当該企業型年金加入者等の承諾を得て、第一項に掲げる通知すべき事項を次に掲げる方法（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。

一　電子情報処理組織（企業型記録関連運営管理機関等の使用に係る電子計算機と、企業型年金加入者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　企業型記録関連運営管理機関等の使用に係る電子計算機と企業型年金加入者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　企業型記録関連運営管理機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面により通知すべき事項を電気通信回線を通じて企業型年金加入者等の閲覧に供し、当該企業型年金加入者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（第五項の規定による承諾又は第六項の規定による申出をする場合にあっては、企業型記録関連運営管理機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二　磁気ディスク等をもって調製するファイルに書面により通知すべき事項を記録したものを交付する方法

4　前項に掲げる方法は、企業型年金加入者等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

5　企業型記録関連運営管理機関等は、第三項の規定により第一項に掲げる通知すべき事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該企業型年金加入者等に対し、第三項に掲げる電磁的方法のうち当該企業型記録関連運営管理機関等が使用するもの及びファイルへの記録の方式を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

6　前項の規定により企業型年金加入者等の承諾を得た企業型記録関連運営管理機関等は、当該企業型年金加入者等から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該企業型年金加入者等に対し、第一項に掲げる通知すべき事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該企業型年金加入者等が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第一章第五節中第二十二条の次に次の一条を加える。

（老齢給付金の裁定の請求等）

第二十二条の二　法第三十三条第一項の規定による老齢給付金の支給の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を企業型記録関連運営管理機関等に提出することによって行うものとする。

一　氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

二　前号に掲げるもののほか、企業型年金規約で定める事項

2　前項の請求書には、戸籍の謄本若しくは抄本又は生年月日に関する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長又は総合区長。以下同じ。）の証明書その他の生年月日を証する書類を添付しなければならない。

3　法第三十三条第一項の規定による老齢給付金の支給の請求（同項各号に掲げる者のうち、当該請求を受けた企業型記録関連運営管理機関等が有する同項の通算加入者等期間の算定の基礎となる期間が当該各号に定める年数又は月数未満であるものからの請求に限る。）を受けた企業型記録関連運営管理機関等は、次の各号に掲げる当該企業型記録関連運営管理機関等以外の記録関連運営管理機関等（企業型記録関連運営管理機関等又は個人型記録関連運営管理機関をいう。以下同じ。）又は連合会に対し、当該各号に掲げる事項を内容とする当該老齢給付金の裁定に必要な記録の提供を求めるものとする。

一　当該請求者に係る記録関連業務を行う企業型記録関連運営管理機関等　当該請求者の氏名並びに当該者に係る第十五条第一項第一号、第二号、第三号（法第四章の規定により個人別管理資産の移換が行われた他の企業型年金又は個人型年金の資格の取得及び喪失の年月日の部分に限る。）、第七号、第八号（法附則第二条の二及び第三条の規定による脱退一時金を支給した年月日の部分に限る。）、第十一号（資産又は脱退一時金相当額等の移換が行われた年月日、通算加入者等期間に算入された期間並びに当該算入された期間の開始年月及び終了年月の部分に限る。）及び第十七号に掲げる事項その他当該老齢給付金の裁定に必要な記録に関する事項